

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議2件）、衆議院農林水産委員会提出1件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類34件のうち、4種類10件を採択した。

なお、深刻な食糧不足状態にあるインドネシアに対して米の食糧支援を早期に具体化すべきである旨のインドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議を行うとともに、平成10年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、水産加工業の一層の体質強化のために必要な資金の貸付けに係る措置を講じるとともに、本法の有効期限を平成15年3月31日まで5年間延長しようとするものである。真珠養殖事業法を廃止する法律案は、最近における我が国の真珠産業をめぐる状況の変化に対応するとともに、規制緩和を推進する観点から、平成11年1月1日をもって真珠養殖事業法を廃止しようとするものである。なお、両法律案は参議院先議として提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、水産加工業の振興策、融資制度の在り方、HACCP方式導入への具体的対応策、真珠養殖事業法廃止後の民間検査の在り方、真珠養殖事業等に対する振興方策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致で可決された。次に、真珠養殖事業法を廃止する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、災害復旧事業として国の補助の対象とする工事の費用の最低額を引き上げるとともに、災害にかかった箇所が連続している場合において、1箇所の工事とみなすことができる間隔を拡大しようとするものである。青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における農業就業人口の減少にかんがみ、農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付け等新規就農者に対する支援措置の対象者の拡大を図ろうとするものである。主要農作物種子法の一部を改正する法律案は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及について、地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ、地域の実情に応じた自主的、弾力的な推進を図るため、ほ場審査等に要する都道府県の経費に対する国の補助を廃止しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、農地の防災対策、災害復旧に係る農

家負担への影響、中高年新規就農者の農政における位置付け、農地の取得方策、技術研修の在り方、優良種子の普及・供給体制等について質疑が行われた。

質疑を終了し、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。次に、青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。次に、主要農作物種子法の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案は、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、国の基本方針の策定、高度化計画の認定を行う法人の指定等について定めるとともに、高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、金融・税制上の支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、HACCP手法の導入に伴う関連産業への影響、中小零細事業者の支援対策、輸入種子の防疫体制等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、6項目の附帯決議が行われた。

農地法の一部を改正する法律案は、地方分権の推進及び行政事務の基準の明確化を図るため、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用の許可権限を都道府県知事へ委譲するとともに、農地転用の許可基準を法定する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、優良農地の確保対策、都道府県知事への転用許可権限委譲に伴う運用の在り方、農地法の基本理念である耕作者主義の堅持等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、3項目の附帯決議が行われた。

種苗法案は、植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、品種登録制度について、育成者権その他登録品種に関する権利を設定することにより新品種の育成者の権利を拡充するとともに、対象となる農林水産植物の範囲の拡大、品種登録の要件及び手続の整備等を行うため、現行種苗法の全部を改正しようとするものである。

委員会においては、新品種育成の促進、審査体制の強化、農業者の行う自家増殖の取扱い、品種登録制度と特許制度との関係等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

衆議院農林水産委員会提出の**漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案**は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を平成15年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会においては、提出者の衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取し、討論の後、賛成多数で可決された。

〔決議〕

本委員会は、3月13日、深刻な食糧不足状態にあるインドネシアに対して米の食糧支援を早期に具体化すべきである旨のインドネシアに対する**緊急食糧援助の実施に関する決議**を行った。

また、3月25日、加工原料乳保証価格については、再生産の確保を旨として適正に決定

することなど5項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月10日、平成10年度の農林水産行政の基本施策について、島村農林水産大臣から所信を聴取し、12日にこれに対する質疑を行った。この中で、食料・農業・農村基本問題調査会における検討状況、食料自給率、平成10年度農林水産関係予算、次期ラウンド交渉への対応方針、OECD農業大臣会合の結果、インドネシアに対する食糧支援、中山間地域対策、グリーンツーリズムの推進方策、都市農業対策、環境と調和した農業への取組、農業における教育の重要性、遺伝子組換え食品の表示についての検討状況、食品の衛生管理対策、卸売市場の現状、新たな米政策の下での生産調整の在り方、米の備蓄問題、日韓漁業協定などが取り上げられた。

また、3月25日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、農業政策における畜産の位置付け、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に対する現在の農林水産省の取組、生産費調査における家族労働の評価、畜産環境対策、指定生乳生産者団体の広域化、口蹄疫、狂牛病等の伝染病の現状と我が国の対応、飼料穀物の備蓄、牛乳の表示の在り方、搾乳牛頭数の現状、交雑種と乳用種の子牛の価格差などについて質疑が行われた。

なお、4月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度農林水産省関係予算の審査を行い、食料・農業・農村基本問題調査会における検討状況、食料自給率の現状及びその向上のための方策、次期ラウンド交渉の展望、OECD農業大臣会合及び5カ国農相会議の結果、WTO協定上の「緑の政策」の現状、インドネシアに対する食糧支援、新たな食糧支援体制の検討状況、農林水産省のODA関係予算、農業協同組合における経営管理委員会の導入状況、小規模企業共済制度の取扱窓口として農協を活用することの可能性、ほ場整備事業の目的と効果、土地改良事業負担金の軽減策、中山間地域における広域支援活動事業、農業者年金基金に対する会計検査院の改善要求、農業後継者問題、酪農ヘルパーの現状、卸売業者の経営状況及び支援策、緑のオーナー制度の実績、海外漁業協力財団に対する行政監察結果への対応方針、沖縄農業の振興策などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年1月23日（金）（第1回）

- 理事を選任した。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月10日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成10年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成10年3月12日（木）（第3回）

- 平成10年度の農林水産行政の基本施策に関する件について島村農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。
- 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)

真珠養殖事業法を廃止する法律案(閣法第57号)

以上両案について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月13日（金）（第4回）

- 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)

真珠養殖事業法を廃止する法律案(閣法第57号)

以上両案について島村農林水産大臣、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第56号)を可決した。

(閣法第56号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、無

反対会派 なし

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

真珠養殖事業法を廃止する法律案(閣法第57号)について討論の後、可決した。

(閣法第57号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、無

反対会派 共産

欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

- インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議を行った。

○平成10年3月24日（火）（第5回）

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

主要農作物種子法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)

以上3案について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月25日（水）（第6回）

- 畜産物等の価格安定等に関する件について政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を

行った。

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成10年3月27日（金）（第7回）

- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

主要農作物種子法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)

以上3案について島村農林水産大臣、政府委員、厚生省、自治省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 二院

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第20号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第42号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 二院

- 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆第10号)(衆議院提出)について提出者衆議院農林水産委員長北村直人君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第10号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 二院

○平成10年4月7日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 平成10年度一般会計予算(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算(衆議院送付)

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)について島村農林水産大臣から説明を聞いた後、同大臣、政府委員、外務省及び総務庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月14日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案（閣法第65号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年4月16日（木）（第10回）

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案（閣法第65号）（衆議院送付）について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

| | |
|---------------------|---------|
| 東京都立衛生研究所理化学部長 | 小久保彌太郎君 |
| 社団法人日本缶詰協会常務理事兼研究所長 | 森 光國君 |
| ハナマルキ株式会社代表取締役社長 | 花岡 俊夫君 |

○平成10年4月24日（金）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案（閣法第65号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第65号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月28日（火）（第12回）

- 農地法の一部を改正する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第74号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二院、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年5月14日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 種苗法案（閣法第83号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月21日（木）（第14回）

- 種苗法案（閣法第83号）（衆議院送付）について島村農林水産大臣、政府委員及び外務省

当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第83号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、共産、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 二院

○平成10年6月17日(水)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第241号外9件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外23件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

【要旨】

本法律案は、農林水産業施設の災害復旧を取り巻く状況の変化に対応し事業の効率的な実施を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 災害復旧事業として国の補助の対象とする工事の費用の最低額を1箇所当たり30万円から40万円に引き上げることとする。
- 2 災害にかかった箇所が連続している場合において、1箇所の工事とみなすことができる間隔を、100メートル以内から150メートル以内に、漁港施設にあっては50メートル以内から100メートル以内に、拡大することとする。

青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

【要旨】

本法律案は、最近における農業就業人口の減少にかんがみ、農業の担い手の確保に資するため、就農支援資金の貸付け等新規就農者に対する支援措置の対象者の拡大を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 新規就農者に対する支援措置の対象者として、青年以外の者で近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために活用できる知識及び技能を有するものを追加することとする。
- 2 青年以外の者を就農支援措置の対象とすることに伴い、本法の題名を「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改めるとともに、目的規定において、確保すべき農業者の範囲を青年農業者に限定しないこととする。
- 3 就農促進方針、就農計画、都道府県青年農業者育成センター等に関する規定について、青年以外の者を就農支援措置の対象とすることに伴い、所要の整備を行うこととする。

【附 帯 決 議】

近年における農業就業者の急速な減少と高齢化の進行、ウルグアイ・ラウンド農業合意等による農業経営環境の厳しさの増大に対処して、次代を担う経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の担い手を確保・育成することが農政における喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業の担い手、とりわけ新規就農者の確保・育成に資するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 今回新たに貸付対象となる中高年齢者の就農計画の認定等に当たっては、地域における農業の実情を十分踏まえた運用が行われるよう指導すること。
 - 2 研修受入れの農家、農業大学校等の関係機関における指導者の養成及び資質の向上、研修施設の整備等に対する支援を充実すること。
 - 3 ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として創設された就農支援資金の貸付状況にかんがみ、今後とも本資金の一層の効果的な活用に努めるとともに、新たな農政の指針の策定に当たり、就農促進のための総合的な対策の在り方について引き続き検討を行うこと。
 - 4 研修終了後の営農が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に配慮しつつ、支援に努めること。
 - 5 都道府県、市町村、青年等農業者育成センター、新規就農ガイドセンター等の関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ個々のニーズに合致した弾力的な新規就農支援活動を行うよう指導すること。
 - 6 農業後継者として就農しようとする青年及び女性が意欲と希望を持って取り組めるよう、魅力ある農業の実現に積極的に努めること。
- 右決議する。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要 旨】

本法律案は、主要な農作物の優良な種子の生産及び普及について、地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ、地域の実情に応じた自主的、弾力的な推進を図るため、ほ場審査等に要する都道府県の経費に対する国の補助を廃止しようとするものである。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第56号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、水産加工業の一層の体質強化のために必要な資金の貸付けに係る措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名の改正
法律の題名を「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」に改めることとする。
- 2 法律の有効期限の延長

法律の有効期限を5年間延長し、平成15年3月31日までとすることとする。

3 外国政府による衛生規制強化への対応

外国政府による水産加工品の衛生に係る規制の強化に即応して緊急に行われる水産加工施設の改良等に必要な資金について、平成11年3月31日までの間、農林漁業金融公庫等が水産加工業を営む者等に対して貸付けを行うことができることとする。

【附 帯 決 議】

水産加工業を取り巻く状況は、国際的な水産資源の保全及び管理の強化による原材料の供給事情の悪化に加え、加工品の輸入も引き続き増加する傾向にある。さらに、米国におけるHACCP方式の導入等、水産加工品の安全性確保のための衛生規制の強化により、我が国の水産加工品貿易に著しい影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 1 本融資制度については、今後とも漁業生産及び加工利用の実情等に即し、貸付対象魚種及び地域を見直す等、制度運用の改善に努めること。
- 2 我が国の水産加工業は、中小・零細企業が大部分を占めることから、組織化・共同化を推進し、経営基盤の強化に努めること。
- 3 食品の安全性志向の高まりに対応するため、我が国水産加工業の実情に配慮しつつ、新たな衛生管理手法であるHACCP方式の円滑な導入を図ること。
- 4 水産資源の保全及び管理の強化により、水産加工原材料の安定的確保にも資するよう、漁獲可能量制度の適切な運用を図ること。
- 5 水産資源の有効利用を促進するとともに、消費者ニーズに的確に対応するため、水産加工技術の高度化を推進すること。
- 6 環境問題への関心が高まる中で、水産加工廃棄物の再生利用の促進を図るとともに、環境への負荷を軽減するための技術開発を推進すること。

右決議する。

真珠養殖事業法を廃止する法律案（閣法第57号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の真珠産業をめぐる状況の変化に対応するとともに、規制緩和を推進する観点から、平成11年1月1日をもって真珠養殖事業法を廃止しようとするものである。

【附 帯 決 議】

真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業は、戦前から現在に至る我が国経済の向上と輸出の振興に大きく貢献し、真珠養殖事業法は、国営検査等を通じて国産真珠の輸出の振興に重要な役割を果たしてきた。

よって政府は、本法を廃止するに当たり、今後の真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業の一層の発展に資するよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 1 廃止される国営検査に代わり、民間による検査を行うに当たっては、真珠の品質が確保されるよう、十分な指導を行うこと。
- 2 真珠養殖事業及び真珠母貝養殖事業については、現在の真珠をめぐる厳しい状況にかんがみ、安定した経営が維持できるよう、必要な支援措置を講じること。

- 3 一昨年秋に各地で発生したアコヤ貝のへい死事件については、今後の対応策の確立に向けた研究調査を推進するとともに、漁場環境の保全対策に万全を期すること。
右決議する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案（閣法第65号）

【要 旨】

本法律案は、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、国の基本方針の策定、高度化計画の認定を行う法人の指定等について定めるとともに、高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、金融・税制上の支援措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 厚生大臣及び農林水産大臣は、食品の製造過程の管理の高度化の基本的な方向等を明らかにする基本方針を策定することとする。
- 2 厚生大臣及び農林水産大臣は、食品の製造過程の実態に応じた製造過程の管理の高度化に関する基準の作成及び個々の事業者の製造過程の管理の高度化に関する計画の認定の業務を適確かつ円滑に行うことができると認められる事業者団体を、指定認定機関として指定することができることとする。
- 3 指定認定機関は、食品の種類ごとに高度化基準を作成し、基本方針に照らし適切である旨の厚生大臣及び農林水産大臣の認定を受けることができることとする。
- 4 事業者は、食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに高度化計画を作成し、高度化基準に適合する旨の指定認定機関の認定を受けることができるとし、この高度化計画に従って施設の整備を行う事業者に対し、農林漁業金融公庫からの長期低利資金の貸付け等、金融・税制上の特例措置を講ずることとする。
- 5 食品の製造過程の管理の高度化を緊急に促進するための臨時的な措置である本法律は、施行の日から5年以内に廃止するものとする。

【附 帯 決 議】

最近における国民の食品の安全性に対する関心の高まり等を背景に、我が国の食品製造業は、H A C C P手法の導入等、食品の衛生・品質管理の高度化を求められている。

しかしながら、中小零細企業が大半を占める食品製造業は、近年の景気の停滞、加工食品の輸入増大等により、非常に厳しい状況に直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 H A C C P手法の導入を図るに当たっては、我が国の食品製造業の厳しい経営実態を踏まえ、関係事業者に対する啓発、人材の育成等所要の支援措置を講ずるとともに、今後とも、本法の目的が十分達成されるよう配慮すること。

また、H A C C P手法の導入に伴う施設整備が過度の製造コストの増大につながることをないよう、きめ細かい指導を行うこと。

- 2 指定認定機関の指定、高度化基準及び試験研究計画の認定が適切かつ迅速に実施されるよう努めること。

また、事業者団体が行うH A C C P手法に関する試験研究を積極的に支援すること。

- 3 指定認定機関として指定された事業者団体に対しては、高度化基準の作成及び高度化計画の認定業務が適切に実施されるよう、指導・監督を行うこと。

- 4 食品製造業へのH A C C P手法の導入と併せ、生産から流通、消費に至る各段階における食品の衛生・品質管理の促進に努めること。
- 5 食品産業の廃棄物の減量化・再資源化等への取組を支援するとともに、適正処理のための新技術の開発・普及に努めること。
- 6 フードシステムの高度化を推進することにより、食品産業の競争力の強化と国産農林水産物の利用拡大を図ること。
右決議する。

農地法の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要 旨】

本法律案は、地方分権の推進及び行政事務の基準の明確化を図るため、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用の許可権限を都道府県知事へ委譲するとともに、農地転用の許可基準を法定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用の許可権限を農林水産大臣から都道府県知事へ委譲することとする。

都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超える農地についての転用許可をしようとする場合は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならないこととする。

- 2 従来通達で定められていた農地転用の許可基準を法律に規定することとする。

【附 帯 決 議】

最近における我が国農業は、食料自給率の低下、国際化の進展に伴う農産物輸入量の増大、農業就業人口の急速な減少と高齢化の進行、転用や耕作放棄に伴う農地面積の減少等極めて厳しい状況に置かれている。

現在、21世紀に向けて新たな食料・農業・農村政策が検討されているが、その中で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保と有効利用の促進が重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 近年における農地の減少にかんがみ、食料安全保障体制強化の観点から必要な農地の確保に遺憾なきを期すること。

また、中山間地域を中心とした耕作放棄地の増加に対処するため、同地域が有する国土・自然環境の保全等公益的・多面的機能が発揮されるよう施策の充実に努めること。

- 2 本法に基づく農地転用許可制度、農業振興地域の整備に関する法律、地域整備関連の諸法律等の運用に当たっては、無秩序な開発の防止に努め、優良農地の確保に万全を期するよう厳正に対処すること。

- 3 農地転用許可基準の法定化について、関係者にその趣旨・内容が周知徹底されるよう指導すること。

右決議する。

種苗法案（閣法第83号）

【要 旨】

本法律案は、植物の新品種の保護に関する新たな国際条約の締結に伴い、品種登録制度について、育成者権その他登録品種に関する権利を設定することにより新品種の育成者の権利を拡充するとともに、対象となる農林水産植物の範囲の拡大、品種登録の要件及び手続の整備等を行うため、現行種苗法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 品種登録制度の対象とする植物の範囲を拡大し、栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類についてはすべてを、その他の植物については政令で指定するものを対象とすることとする。
- 2 品種登録の要件を緩和し、品種登録出願の日から1年をさかのぼった日までの間の出願品種の譲渡は品種登録を妨げる事由とはならないこととする。
- 3 育成者の権利を法律上明確に育成者権として規定し、育成者権は品種登録により生ずることとするとともに、その存続期間は、原則として20年、果樹等の永年性植物については25年に延長することとする。
- 4 育成者権者は、登録品種等を業として利用する権利を専有することとし、この利用行為として、種苗の生産、調整、譲渡の申出、譲渡、輸出、輸入及びこれらの行為のための保管並びに種苗段階で権利を行使する適当な機会がなかった場合の収穫物に関する同様の行為を定めることとする。
また、登録品種のわずかな特性のみを変化させた品種の利用についても育成者の権利が及ぶこととする。
- 5 農業者の行う自家増殖については、一部の栄養繁殖をする植物である場合及び契約で特に定めがある場合を除き、育成者権者の許諾を必要としないこととする。
また、育種素材として登録品種を利用することについても育成者権者の許諾を必要としないこととする。
- 6 品種登録出願があった場合には、その内容を公示して出願公表を行うこととするとともに、出願公表から登録までの間の出願品種等の利用に対し、出願者が警告をしたときは、品種登録後に、補償金を請求することができる仮保護の制度を設けることとする。
- 7 昭和56年改正時からの物価上昇等を考慮して、出願料及び登録料の改定を行うこととする。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要 旨】

本法律案は、最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 題名の改正
法律の題名を「漁業協同組合合併促進法」に改めることとする。
- 2 基本構想及び基本計画の作成

全国連合会は、漁業協同組合の合併の促進に関する基本構想を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることができることとする。都道府県連合会は、基本構想に基づき、漁業協同組合の合併の促進に関する基本計画を作成し、これを都道府県知事に届け出ることができることとする。

3 国及び都道府県の助言等

国及び都道府県は、基本構想及び基本計画の作成及びその円滑な実施について、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めることとする。

4 合併及び事業経営計画の提出期限の延長

合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を5年間延長し、平成15年3月31日までとすることとする。

5 施策の実施に当たっての配慮

国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たり、漁業協同組合の合併が促進されるよう適切な配慮をすることとする。

6 都道府県漁業協同組合合併推進法人

都道府県は、組合の合併についての援助及び合併に係る漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された法人を、都道府県漁業協同組合合併推進法人として指定することができることとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|-----|--|-----|----------|-----------|---------------------|-----------------|-----------|---------------------|-----------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 |
| ※19 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 | 衆 | 10. 2. 3 | 10. 3. 23 | 10. 3. 27 可決 | 10. 3. 30 可決 | 10. 3. 12 | 10. 3. 19 可決 | 10. 3. 20 可決 |
| ※20 | 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 | 〃 | 2. 3 | 3. 23 | 3. 27 可決 附帯決議 | 3. 30 可決 | 3. 12 | 3. 19 可決 附帯決議 | 3. 20 可決 |
| 42 | 主要農作物種子法の一部を改正する法律案 | 〃 | 2. 17 | 3. 23 | 3. 27 可決 | 3. 30 可決 | 3. 12 | 3. 19 可決 | 3. 20 可決 |
| 56 | 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 | 参 | 2. 26 | 3. 9 | 3. 13 可決 附帯決議 | 3. 13 可決 | 3. 27 | 3. 31 可決 附帯決議 | 3. 31 可決 |
| 57 | 真珠養殖事業法を廃止する法律案 | 〃 | 2. 26 | 3. 9 | 3. 13 可決 附帯決議 | 3. 13 可決 | 3. 27 | 3. 31 可決 附帯決議 | 3. 31 可決 |
| 65 | 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案 | 衆 | 2. 27 | 4. 13 | 4. 24 可決 附帯決議 | 4. 30 可決 | 3. 31 | 4. 9 可決 附帯決議 | 4. 10 可決 |
| 74 | 農地法の一部を改正する法律案 | 〃 | 3. 9 | 4. 22 | 4. 28 可決 附帯決議 | 4. 30 可決 | 4. 7 | 4. 16 可決 附帯決議 | 4. 21 可決 |
| 83 | 種苗法案 | 〃 | 3. 11 | 5. 8 | 5. 21 可決 | 5. 22 可決 | 4. 23 | 5. 7 可決 | 5. 8 可決 |

・衆議院議員提出法律案（1件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月日) | 予備送付 月日 | 本院への 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|-----------------------|---------------------------------|------------|--------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------|-------|-----------------|
| | | | | | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 | 委員会付託 | 委員会決議 | 本会議決議 |
| 10 | 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案 | 農林水産委員長 北村直人君 (10. 3. 24) | 10. 3. 24 | 10. 3. 24 | 10. 3. 24 (予備) | 10. 3. 27 可決 | 10. 3. 30 可決 | | | 10. 3. 24 可決 |

(5) 委員会決議

—— インドネシアに対する緊急食糧援助の実施に関する決議 ——

本委員会は、去る第138回国会閉会後の委員会において「食糧・農業援助の拡充に関する決議」を行ったところである。

最近、インドネシアにおいては、エルニーニョ現象に起因する干ばつ、経済困難から生じた通貨危機によるコメ輸入の途絶等により深刻な食糧不足状態が発生し、我が国にコメの援助を要請してきているところである。

よって政府は、人道的見地及び同国経済の重要性を考慮し、コメの食糧支援を早期に具体化すべきである。

また、その際、在庫米を有効に活用すべきとの前記の本委員会決議の趣旨を尊重すべきである。

右決議する。

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、ウルグァイ・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進行、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい情勢に直面している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成10年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 新たな農政の指針の策定に当たっては、我が国畜産・酪農の持続的発展を目指す観点に立って、その役割の重要性を明確にするとともに、生産振興及び経営安定を図る政策を確立すること。
- 2 加工原料乳保証価格については、農家が意欲と希望を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。
また、生乳の需給調整対策、国産ナチュラルチーズ、生クリームの生産振興等の対策を講ずるとともに、ゆとりある経営の実現に向け、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策を今後とも積極的に推進すること。
- 3 牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。
- 4 飼料をめぐる情勢を踏まえ、配合飼料価格安定対策の適切な運用を図るとともに、政府操作飼料については、需給事情を踏まえた安定確保を図ること。

また、新たな麦政策の検討に当たっては、畜産農家が必要な飼料を確保できるよう措置すること。

5 畜産業の発展に資するため、経営継承対策、負債対策、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、堆きゅう肥の生産・流通促進対策、家畜改良促進対策、家畜衛生・防疫対策等を総合的に推進するとともに、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。

右決議する。